

小学校給食における異物混入対策マニュアル

安心で安全な給食で



町田市教育委員会保健給食課

2015年9月

目 次

§ 1	食品に混入する異物について	
1	「異物の定義」	… 1
2	主な異物の種類と分類	… 1
§ 2	異物への対応	
1	学級において異物が発見された場合の対応	
	分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対応	… 2
	分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対応	… 4
	分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対応	… 7
	学級において異物が発見された場合の対応図	… 10
2	給食室において異物が発見された場合の対応	
	分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対応	… 11
	分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対応	… 12
	分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対応	… 13
	給食室において異物が発見された場合の対応図	… 15
§ 3	異物混入の防止対策	
1	施設管理について	… 16
2	調理従事者について	… 16
3	食材の検収・保管について	… 17
4	調理過程について	… 17
5	児童に対する指導について	… 17
§ 4	保護者への連絡	… 18
§ 5	報道機関への対応	
1	公表の対象	… 18
2	公表のタイミング	… 18
§ 6	異物混入対応フロー（全体の概略）	… 19
	学校給食における異物混入の報告（様式1）	… 20
	通知文 文例1（参考例1）	… 21
	通知文 文例2（参考例2）	… 22
	記者會向け情報提供フォーム	… 23

§ 1 食品に混入する異物について

本マニュアルにおける異物についての「定義」と「主な異物と分類」は次のとおりとする。

1 「異物」の定義 厚生労働省監修「食品衛生検査指針」から

異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取り扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

2 主な異物の種類と分類

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物

※喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物

◇針金、金属片、ガラス片、鋭利なプラスチック類、薬物・薬品類など

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物や異臭等

※喫食することで、健康への影響が大きいと思われる異物

◇ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞など

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物

※異物自体は、不快であり衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物

◇毛髪、野菜に付着している幼虫、ビニール片、繊維、スポンジ片、小石など

◇時期や地域によって大量発生する虫（例：ユスリカなど）

※原料そのものに由来する物質や食品の変色部分などは「異物」に含まない。

例：骨、卵殻、貝殻、血合い、塩の結晶など

§ 2 異物への対応

1 学級において異物が発見された場合の対応

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対応

※喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対応



対応：混入の状況によって、『混入のあった料理』の喫食を中止し、回収する。

対応内容

<混入のあった学級（学級担任等）>

- ① 異物の混入を確認した学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を一時中止し、児童の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、校長等に報告する。
- ③ 校長等の指示によって、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
(※異物が混入していた食器、食缶はそのままの状態で作保存する)
- ④ 校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食する。

<学校（校長等）>

- ① 全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 児童が異物を口にした場合は、必要に応じて学校医に連絡を取り、処置について助言を受け、病院等に搬送する。
- ③ 異物混入の状況等について、指導課に一報を入れる。
- ④ 「学校給食における異物混入の報告」（様式1）を保健給食課に送付する。
- ⑤ 必要に応じて回収した料理に代わるものの対応について栄養士や学級担任等に指示する。
- ⑥ 異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

＜給食室（栄養士・調理員）＞

- ① 異物の混入があった学級に赴き、異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況について聴取し、記録する。また、混入していた異物を回収する。
- ② 異物の混入によって影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、形状、混入状況等から判断し、影響する学級について校長等に報告する。
- ③ 回収した料理に代わるものについて検討し、校長等に報告する。
- ④ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ⑤ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑥ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する

＜その他の学級（学級担任等）＞

- ① 連絡を受けた学級担任等は、直ちに混入のあった料理の喫食を中止し、児童の安全確認を行う。
- ② 混入のあった料理の喫食状況等を調査し、校長等に報告する。
- ③ 校長等の指示によって、混入のあった料理を回収する。
- ④ 校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対応

※喫食することで、児童の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対応



対応１：『混入（異常）のあった料理』を調理した同じロットの料理の喫食を中止し、回収する。

対応２：調理後に混入（異常）があったと考えられる場合は、新しい料理に取り替えて喫食させる。

対応内容

<混入（異常）のあった学級（学級担任等）>

- ① 異物の混入や異常な変色、異臭を確認した学級担任等は、ただちに混入（異常）のあった料理の喫食を一時中止し、児童の安全確認を行う。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況 { 調理中に混入したものか、調理後（食缶等へ移し替え後、配膳中や配膳後を含む）に混入したものなのか }、変色の状態、異臭の種類、喫食状況等を調査し、校長等に報告する。
- ③ 校長等の指示によって、混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収する。
ただし、配膳中又は配膳後に混入したと考えられる場合は、混入していた食器又は食缶を回収する。
(※異物の混入（異常）のあった料理はそのままの状態での保存)
- ④ 校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

<学校（校長等）>

- ① 全学級の学級担任等に混入(異常)のあった料理の喫食を一時中止するよう指示するとともに、児童の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 児童が異物又は異常のあった料理を口にした場合は、必要に応じて学校医に連絡を取り、処置について助言を受け、病院等に搬送する。
- ③ 異物混入（異常）の状況等について、指導課に一報を入れる。
- ④ 「学校給食における異物混入の報告」（様式１）を保健給食課に送付する。
- ⑤ 喫食の状況に応じて、異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

【対応 1 のケース】

- ① 混入（異常）や混入（異常）が疑われる料理のあった学級の担任等に混入（異常）や混入（異常）が疑われる料理の喫食を中止し、回収するよう指示する。
また、混入（異常）による影響はないと判断された学級の担任等には喫食の再開を指示する。
- ② 必要に応じて回収した料理に代わるものの対応について栄養士や学級担任等に指示する。

【対応 2 のケース】

- ① 混入（異常）のあった学級及び混入（異常）が疑われる学級の学級担任等に混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示する。
- ② 混入（異常）による影響はないと判断された学級の学級担任等に異物の混入（異常）の情報を通知し、注意を呼びかけるとともに喫食の再開を指示する。
- ③ 回収により不足する料理を学校内で調整し、喫食するよう指示する。ただし、学校内で確保することができない場合は、必要に応じて回収した料理に代わるものの対応を栄養士や学級担任等に指示する。

<給食室（栄養士・調理員）>

- ① 異物の混入（異常）があった学級に赴き、異物の種類や数量、形状、混入状況、喫食状況について聴取する。また、混入していた異物（又は異常のある料理）を回収する。
- ② 異物の混入により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、混入状況、変色の状態、異臭の種類等から判断し、影響する学級について校長等に報告する。
- ③ 回収した料理に代わるものについて検討し、校長等に報告する。
- ④ 調理工程を確認し、混入（異常）の原因を調査する。
- ⑤ 混入（異常）原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑥ 混入（異常）原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。

＜その他の学級（学級担任等）＞

- ① 連絡を受けた学級担任等は、ただちに混入（異常）のあった料理の喫食を一時中止し、児童の安全確認をする。
- ② 混入のあった料理の喫食状況等を調査し、校長等に報告する。

混入（異常）による影響があると判断された学級

- ① 校長等の指示によって、混入（異常）のあった料理の喫食を中止し、回収する。
- ② 校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

混入（異常）による影響がないと判断された学級

- ① 異物混入（異常）の連絡を受けた学級担任等は、異物の混入（異常）に注意して喫食する。

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対応

※異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合の対応



対応１：異物が「少量」の場合は、新しい料理に取り替えて喫食する。

（食缶内の異物は取り除いて喫食する）

対応２：異物が「多量」の場合は、『混入のあった料理』の喫食を中止し、回収する。

対応内容

<混入のあった学級（学級担任等）>

- ① 異物の混入を確認した学級担任等は、注意を呼びかけるとともに、児童の安全確認を行う。ただし、発見された異物の数（食数又は異物数）が「多量」の場合は、混入のあった料理の喫食を一時中止する。
- ② 異物の種類や数量、形状、混入状況及び喫食状況等を調査し、校長等に報告する。

【食缶から発見された場合】

- ① 食缶内から異物が発見された場合、その数が「少量」であれば、校長等の指示によって、異物を取り除いて喫食させる。
- ② 食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、校長等の指示によって、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
（※異物が混入している食缶は、そのままの状態で作保存する）
- ③ 校長等の指示によって、回収することで不足する料理を学校内で調整し、喫食させる。ただし、学校内で確保することができない場合は、校長等の指示により、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

【配膳した料理から発見された場合】

- ① 配膳した料理から異物が発見された場合、その数（食数又は異物数）が「少量」であれば、校長等の指示によって、新しい料理に取り替えて喫食させる。
- ② 配膳した料理から異物が発見され、その数（食数又は異物数）が「多量」の場合は、校長等の指示によって、混入のあった料理の喫食を中止し、回収する。
（※異物が混入している食器は、そのままの状態で作保存する）

- ③ 回収することで不足する料理を学校内で調整し、喫食させる。ただし、学校内で確保することができない場合は、校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

<学校（校長等）>

- ① 配膳した料理から「少量」の異物が発見された場合は、新しい料理に取り替えて喫食するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「少量」の異物が発見された場合は、異物を取り除いて喫食するよう学級担任等に指示する。
- ② 配膳した料理から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。また、食缶内から「多量」の異物が発見された場合は、喫食を中止し、回収するよう学級担任等に指示する。
- ③ 「多量」に混入しているおそれのある場合は、全学級の学級担任等に異物混入の情報を通知し、注意を呼び掛ける。
- ④ 異物の混入状況等について、指導課に一報を入れる。
- ⑤ 「学校給食における異物混入の報告」（様式1）を保健給食課に送付する。
- ⑥ 回収によって不足する料理を学校内で手配し、喫食するよう指示する。ただし、学校内で確保することができない場合は、必要に応じて回収した料理に代わるものの対応を栄養士や学級担任等に指示する。
- ⑦ 異物混入の状況に応じて、異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

<給食室（栄養士・調理員）>

- ① 異物の混入があった学級に赴き、異物の種類や数量、混入状況等について聴取し、記録する。また、混入していた異物を回収する。
- ② 回収した料理に代わるものについて検討し、校長等に報告する。
- ③ 聴取した内容や対応状況について校長等に報告する。
- ④ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。

<混入の無かった学級（学級担任等）>

- ① 「多量」混入の情報を受けた学級担任等は、児童に注意を呼び掛け、喫食させる。

【複数の学級から混入の報告があった場合の対応】

＜学校（校長等）＞

- ① 全学級の学級担任等に混入のあった料理の喫食を中止し、回収するよう指示するとともに、児童の安全確認及び喫食状況等を調査するよう指示する。
- ② 異物混入の状況等について指導課に一報を入れる。
- ③ 「学校給食における異物混入の報告」（様式1）を保健給食課に送付する。
- ④ 回収した料理に代わるものの対応について、栄養士や学級担任等に指示する。
- ⑤ 異物混入の事実について説明した保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

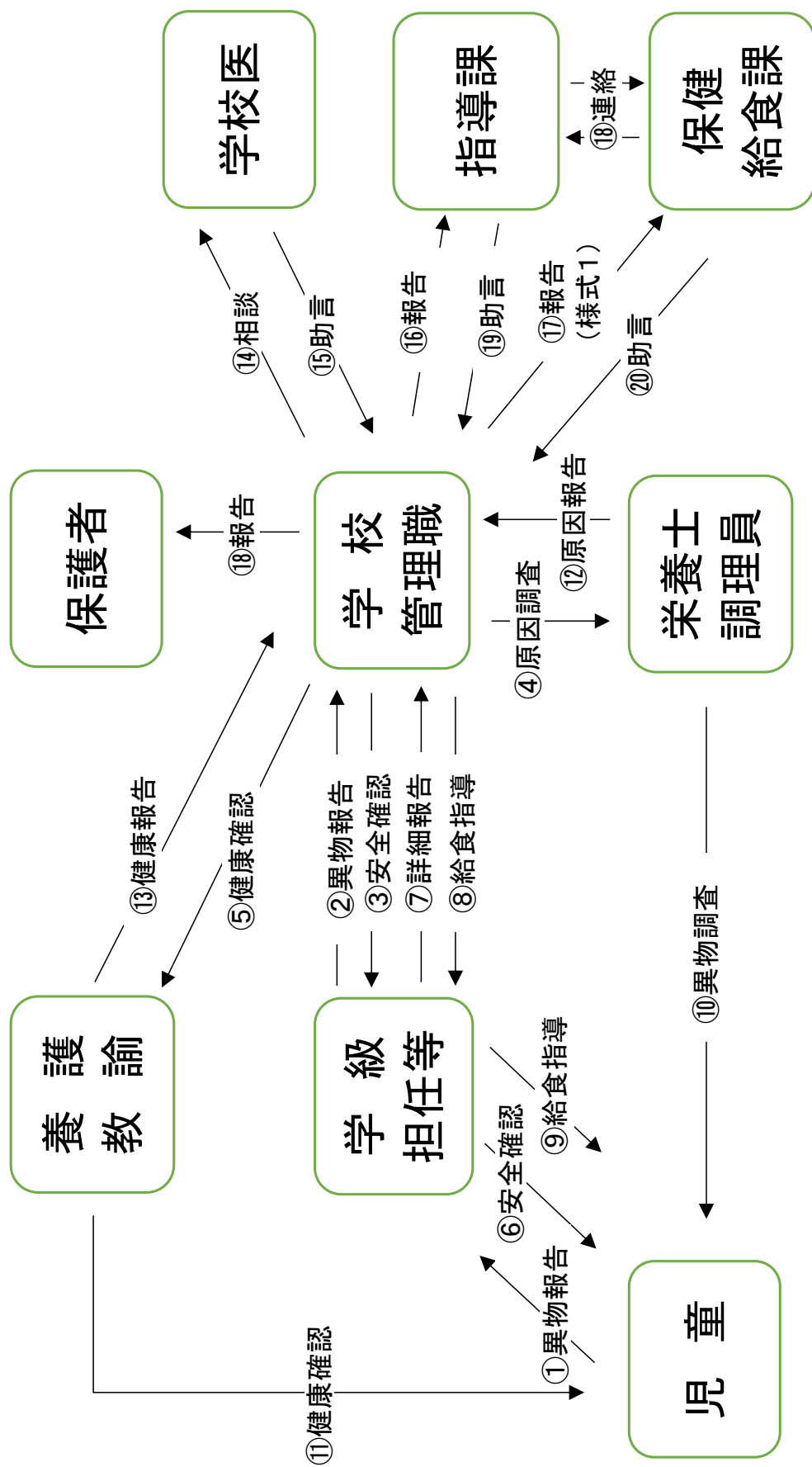
＜給食室（栄養士・調理員）＞

- ① 異物の混入があった学級に赴き、異物の種類や数量、混入状況等について聴取し、記録する。また、混入していた異物を回収する。
- ② 回収した料理に代わるものについて検討し、校長等に報告する。
- ③ 聴取した内容や対応状況について校長等に報告する。
- ④ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。

＜混入のなかった学級（学級担任等）＞

- ① 連絡を受けた学級担任等は、ただちに混入のあった料理の喫食を一時中止し、児童の安全確認をする。
- ② 混入のあった料理の喫食状況等を調査し、校長等に報告する。
- ③ 校長等の指示によって、回収した料理に代わるものの対応を行い、喫食させる。

学級において異物が発見された場合の対応図



2 給食室において調理中に異物が発見された場合の対応

分類Ⅰ：金属やガラス等、人体に危険と思われる異物が混入していた場合の対応

※喫食することで、生命に深刻な影響を与える異物が混入していた場合の対応



対応：混入の状況によって、『混入のあった料理』の配食を中止又は減量する。

対応内容＜給食室（栄養士・調理員）＞

- ① 異物の混入により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、混入状況等から判断し、影響する学級について校長等に報告する。
- ② 混入の状況により、料理の提供を中止又は減量した場合は、中止又は減量した料理に代わるものについて検討し、校長等に報告する。
- ③ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ④ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。
- ⑥ 異物の混入状況等について、保健給食課に「学校給食における異物混入の報告」（様式1）を用いて報告する。

＜学校（校長等）＞

- ① 給食の提供を中止又は減量した場合は、必要に応じて保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

分類Ⅱ：衛生害虫と思われる異物の混入や異常な変色、異臭がある場合の対応

※喫食することで、児童の健康への影響が大きいと思われる異物が混入していた場合の対応



対応１：『混入（異常）のあった料理』を調理した同じロットの料理を回収する。

対応２：「混入（異常）のあった料理」が全量の場合は、提供を中止する。

対応内容＜給食室（栄養士・調理員）＞

- ① 異物の混入（異常）により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、形状、混入状況変色の状態、異臭の種類等から判断し、料理の提供を中止する場合は、影響する学級について校長等に報告する。
- ② 混入（異常）の状況により、料理の提供を中止又は減量した場合は、中止又は減量した料理に代わる物について検討し、校長等に報告する。
- ③ 調理工程を確認し、混入（異常）の原因を調査する。
- ④ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。
- ⑥ 異物の混入状況等について、保健給食課に「学校給食における異物混入の報告」（様式１）を用いて報告する。

＜学校（校長等）＞

- ① 給食の提供を中止又は減量した場合は、必要に応じて保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

分類Ⅲ：毛髪や食材に付着していた虫、食材の包装材料の切れ端と思われる異物が混入していた場合の対応

※異物自体は、不快であり衛生的ではないが、児童の健康への影響が少ないと思われる異物が混入していた場合の対応



対応１：異物を取り除いて提供する

対応２：「多量」の異物が混入（付着）し、取り除くことが困難な場合は、
『混入のあった料理』の提供を中止する

対応内容＜給食室（栄養士・調理員）＞

【異物の混入が「少量」で取り除くことが可能な場合】

- ① 混入している異物をすべて取り除いてから調理する。（※混入異物を保管する。）
- ② 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ③ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ④ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。
- ⑤ 異物の混入状況等について、保健給食課に「学校給食における異物混入の報告」（様式１）を用いて報告する。

【異物の混入が「多量」で取り除くことが困難な場合】

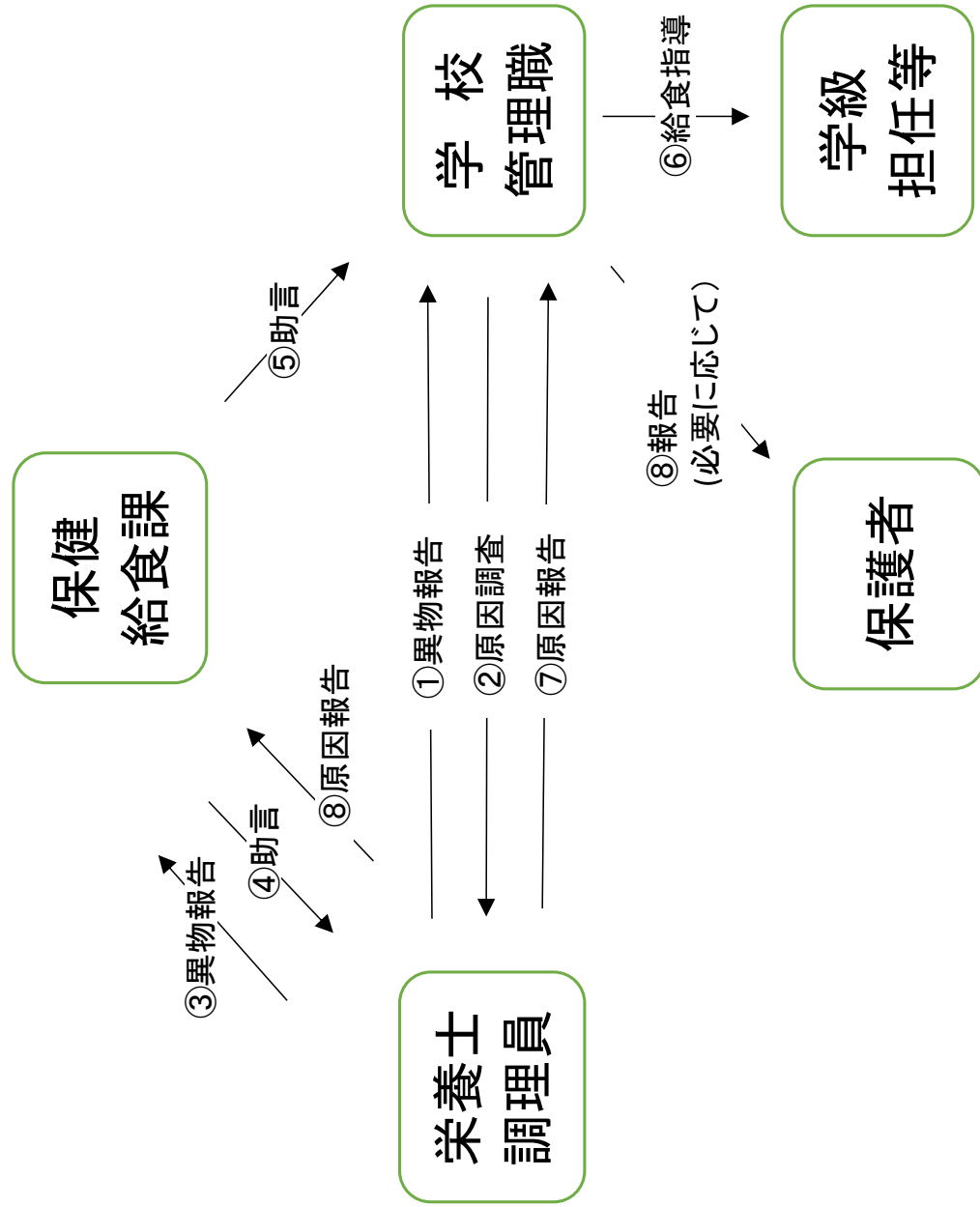
- ① 異物の混入により影響する料理が釜単位か、全料理なのか異物の種類や数量、形状、混入状況等から判断し、料理の提供を中止する場合は、影響する学級について校長等に報告する。また、異物を保管する。
- ② 混入の状況により、料理の提供を中止又は減量した場合は、中止又は減量した料理に代わる物について検討し、校長等に報告する。
- ③ 調理工程を確認し、混入の原因を調査する。
- ④ 混入原因が給食室にあると考えられる場合は、原因究明及び再発防止の対策を検討し、校長等に報告する。
- ⑤ 混入原因が食品納入業者にあると考えられる場合は、納入業者に連絡し、原因究明及び再発防止の指導を行うとともに、その旨を校長等に報告する。
- ⑥ 異物の混入状況等について、保健給食課に「学校給食における異物混入の報告」（様式１）を用いて報告する

<学校（校長等）>

【異物の混入が「多量」で取り除くことが困難な場合】

- ① 給食の提供を中止又は減量した場合は、必要に応じて保護者宛の文書を作成し、児童に配布する。

給食室において調理中に異物が発見された場合の対応図



§ 3 異物混入の防止対策

1 施設管理について

- 調理場内へは、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 調理機器及び調理器具を、調理開始前と終了後に必ず点検し、部品の破損等による混入を防ぐ。
- 洗浄用や清掃用の用具についても、異物混入の恐れがないものを使用し、劣化しているものは速やかに交換する。
- 日ごろから調理場内の整理整頓を行い、器具・工具類、薬剤等については所定の保管場所で管理する。また、薬剤等を小分けする際は、小分けボトル（食品のボトルは使用しない）に薬剤名を明記する。
- 扉の開閉はすばやく行うなど防虫対応に不備が生じないように留意する。
- 調理場内に異物混入の原因となるものを持ち込まない。

【持ち込み禁止品】

クリップ、紙製バインダー、ホッチキスで留めた書類、
シャーペンや鉛筆、輪ゴム、キャップ付きボールペン等

2 調理従事者について

- 調理従事者への研修会等で意識の向上を図り、日々の調理作業について各調理員が共通理解を持って作業を行う。
- 爪は短く切り、マニキュアはしない。
- 調理作業に必要な私物（指輪、時計、イヤリング、ピアス、ネックレス、ヘアピン等）は調理場に持ち込まない。
- 白衣や帽子は、洗濯された清潔なものを着用し、裾や袖から服が出ないようにする。
- 白衣のポケットには落下する恐れのあるものを入れない。
- 帽子は髪の毛がはみ出ないように着用する。
- 帽子や白衣は、マスク、帽子、白衣の順に着用する。
- 調理員相互で、身支度の目視確認や粘着ローラーを用いて毛髪や埃、ごみなどを除去する。

3 食材の検収・保管について

- 検収では食材の品質、鮮度、包装等の汚れや破損、異物の混入がないか点検する。
- 検収で食材に異常が確認された場合、返品、献立の変更等、必要な措置を講じる。納入業者にはその場で注意するとともに、事業所にも連絡する。
- 前日納品の食材保管については、施錠を徹底し調理場内の安全性を確保する。

4 調理過程について

- 下処理及び全ての調理工程で目視点検を行い、異物の混入を防ぐ。
- 野菜や果物等の洗浄は、シンク等の水を必ずオーバーフローさせながら3回行う。
- 袋に入っている食材をハサミで切って開封する際は、切れ端が出ないように切る。また、最後まで切り離さない。缶詰開缶においても金くずが出ないように開缶し、蓋は切り離さない。
- 袋に入っている食材は必ずボール等にあげ、乾燥剤や異物がないことを確認する。
- フードスライサーなど機械を使用する際は、使用前と使用後にボルトの緩みや刃こぼれがないかを確認する。
- 配缶をする前に食缶内に異物がないか確認する。
- 配膳室を使用しないときは施錠しておくとともに、室内の衛生について注意する。

5 児童に対する指導について

- 教室やランチルームでは、学級担任等の指導のもと給食に異物が混入しないように注意する。また、学習用具が散乱しないよう、日ごろから整理整頓を心掛ける。
- 給食当番の児童には、白衣や帽子、マスクを着用し、配膳時に毛髪などの異物が混入しないように注意する。
- 配膳室から教室に運搬する際には学級担任等が付き添い、運搬途中で蓋を開けることがないように注意する。
- 食缶や食器カゴ、食器具等は丁寧に扱い、破損しないよう注意する。
- 給食当番以外の児童は、机を台ふきんで拭くなど食事環境を整え、教室

やランチルーム内に埃がたたないよう静かに待つことを指導する。また、毛髪や虫などが給食に混入しないよう注意させる。

- 金属片やガラス片等の危険な異物が給食に混入した場合の危険性について指導する。

§ 4 保護者への連絡

異物の混入によって給食の全部又は一部を中止した場合は、当該校が保護者へ事実経過等について必ず当日中に文書で報告する。また、異物によって心身に影響があった児童の保護者へ電話等で謝罪・報告する。

§ 5 報道機関への対応

公表の判断は、教育長が行い、報道機関への公表は教育委員会事務局が行う。

1 公表対象

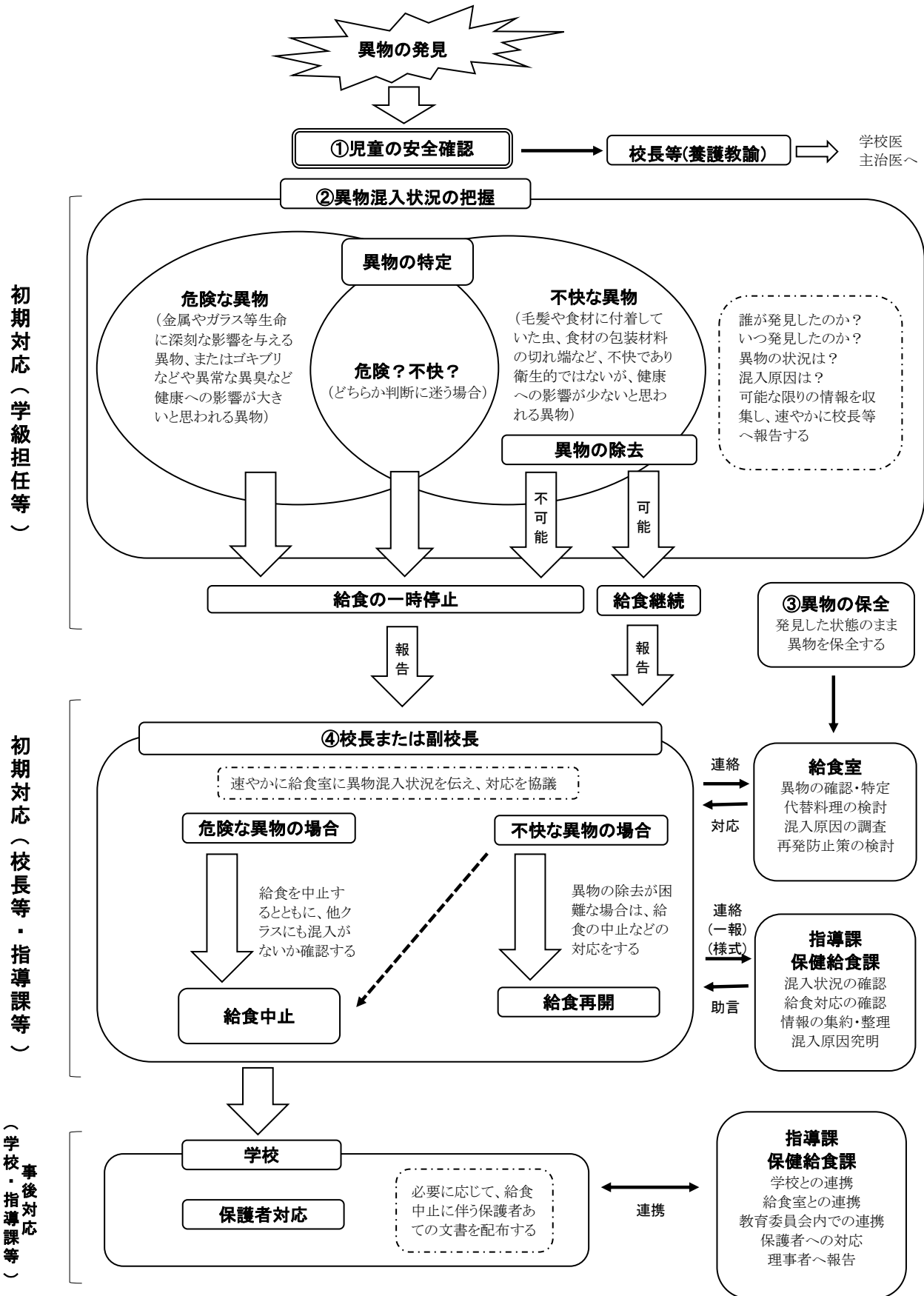
原則として「金属やガラス等、人体に危険と思われる異物（分類Ⅰ）」又は「衛生害虫と思われる異物（ゴキブリ、ハエ、クモ、ネズミの糞など）（分類Ⅱ）」が、学級で配膳された給食から発見された場合で、児童等が喫食し健康被害の発生がある、または発生する可能性がある場合とする。報道機関へ公表した内容は、教育委員会事務局が各小学校に情報提供する。

2 公表のタイミング

発見後、速やかに混入の経緯等を調査し、経緯や原因がほぼ確定した時点で公表する。

※原因究明に時間を要する場合は、「原因調査中」として公表する。

異物混入対応フロー(全体の概略)



様式 1

副校長	校長	係	係長	課長			

年度 学校給食における異物混入の報告

町田市立

小学校

月日	()	発見場所		発見者		記入者	
混入していた 食材・料理	ご飯 パン 麺 主菜 副菜 その他						
	食材・料理名						
異物の種類	金属 ビニール 髪の毛 虫 その他						
	具体的に…						
健康被害	無し 有り どのような健康被害がありましたか？						
発生元	調理作業			納入業者			
				業者名			
発生状況および対応							
改善策							
保健給食課の対応							
*学級において異物が発見された場合は、指導課に第一報を入れること。							

年 月 日

保護者の皆様

町田市立〇〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇

給食への異物混入について

・・・時候のあいさつ・・・

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日(〇)の給食について、下記のように異物の混入がありましたのでお知らせします。幸い、児童に怪我等はありませんでしたが、児童、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

※(例1) 食の安全課題となっている社会情勢からも、今後、学校としては、より一層食の安全に細心の注意を払っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

※(例2) 今後、このようなことが起こらないよう最善の努力と注意を払い、安心して食べていただける給食の提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

記

- 1 給食の提供日 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 ()
- 2 対象の献立 〇〇スープ
- 3 異物と混入状況
＜異物＞ 長さ約〇〇mm の〇〇 〇個
(何のかけらか判別できる場合はそれも記入)
＜混入状況＞
 - ・(発見の状況、該当児童数や学級数)
 - ・(健康被害の状況)
 - ・(混入経路) 等
- 4 学校の対応
 - ・(健康被害の確認や健康被害のあった児童への対応)
 - ・(給食室での配缶の中止、教室での配膳・喫食の中止など、全校や学級への指示の内容)
 - ・(今後の再発防止のための対策) 例：今後、このようなことが起きないように、調理員に指導した。教職員に対して食の安全への配慮と衛生管理体制の再確認をした。 等

年 月 日

保護者の皆様

町田市立〇〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇

給食への異物混入について

・・・時候のあいさつ・・・

本日の給食で1名の児童の「〇〇スープ」の中に長さ約〇〇mmの〇〇が〇個見つかりました。安全を第一に考え、給食の喫食途中ではありましたが、児童への提供を中止しました。児童、保護者の皆様には大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

なお、今回の異物混入の原因は、究明中ですが、今後このようなことが起こらないように※

※(例1)より一層食の安全に細心の注意を払っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

※(例2)最善の努力と注意を払い、安心して食べていただける給食の提供に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記者会向け情報提供フォーム

年 月 日

問い合わせ先 (部課名・担当(管理職))	学校教育部保健給食課 担当	電話 (直通)	042-724-2177
-------------------------	------------------	------------	--------------

※ この欄に記載の問い合わせ先、電話番号は、記者からの問合せ先として情報提供します。

件 名	小学校給食における異物混入について		
情報提供希望日時	年 月 日	時	添付資料の有無

内 容

※文字数が多くなる場合は記者への発表資料をワード(A4)で作成し添付して下さい。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日()、町田市立〇〇〇小学校において、学校給食に異物が混入していました。詳細は以下のとおりです。

1 異物の混入が見つかった日時・場所

日 時 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日() 〇〇時〇〇分ごろ
場 所 町田市立〇〇〇小学校 〇年〇組 児童〇〇名

2 概要

内 容 副食に異物混入
発生状況 副食(料理名)の食缶の中に〇〇〇が混入しているのを発見
学校対応 直ちに異物混入があるので副食を食べないように指示
〇年〇組の一部が食べ始めていた
副食調理 自校調理
原 因 調査中

3 今後の対応

- ① 原因究明と衛生管理について指導
- ② 児童、保護者へ通知文の送付